

新 旧 対 照 表

修正後	修正前
<p>基本契約書 【4～6 ページ】 (契約の終了) 第 13 条 4</p> <p>(1) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき</p> <p>(2) 公正取引委員会から、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき</p>	<p>基本契約書 【4～6 ページ】 (契約の終了) 第 13 条 4</p> <p>(1) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき</p> <p>(2) 公正取引委員会から、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき</p> <p>(3) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令に対し、独占禁止法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項の規定により審判を請求し、当該審判について独占禁止法第 66 条の規定による審決（同条第 3 項の規定による排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）</p> <p>(4) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対</p>

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(5) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条に規定する利益供与をしたことにより、有罪判決が確定したとき

(6) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条第1項又は第2条第1項に規定する者に利益供与を行ったとき(その者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(7) 民間事業者又は民間事業者の役員等(受託者の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)若しくは実質的に経営を支配している者が、登米市暴力団排除条例(平成25年登米市条例第6号)第2条第4号に規定する暴力団員等と認められるとき

(8) この契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者

し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき

(5) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき

(6) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(7) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条に規定する利益供与をしたことにより、有罪判決が確定したとき

(8) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条第1項又は第2条第1項に規定する者に利益供与を行ったとき(その者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(9) 民間事業者又は民間事業者の役員等(受託者の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)若しくは実質的に経営を支配している者が、登米市暴力団排除条例(平成25年登米市条例第6号)第2条第4号に規定する暴力団員等と認められるとき

(10) 基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者

が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき

(9) 発注者及び民間事業者の間で締結しているこの契約以外の契約が発注者より解除された場合

第13条 5

5 第1項及び第2項の定めにかかわらず、民間事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

なお、当該解除は、民間事業者の第11条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) この契約のいずれかの規定に違反した場合において、民間事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 発注者及び民間事業者の間で締結しているこの契約以外の契約が民間事業者により解除された場合

【14 ページ】

(別紙4 民間事業者が行う業務)

対象業務

保全管理

が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき

(11) 発注者及び民間事業者の間で締結している基本契約以外の契約が発注者より解除された場合

第13条 5

5 第1項及び第2項の定めにかかわらず、民間事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。

なお、当該解除は、民間事業者の第11条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、民間事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 発注者及び民間事業者の間で締結している基本契約以外の契約が民間事業者により解除された場合

【14 ページ】

(別紙4 民間事業者が行う業務)

対象業務

施設保守管理

設計及び建設工事請負契約書（案）

【1～2 ページ】

（総則）

第3条 発注者及び受注者は、基本契約及び本契約に基づき、要求水準書等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（要求水準書等及び提案書その他本契約の内容となっているものを含む。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、**質問回答書**、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、**質問回答書**、本契約、要求水準書等、基本契約、提案書の順にその解釈が優先する（ただし、提案書において、他の書面よりも受注者の負うべき義務又は発注者の有する権利の水準が高い場合には、提案書が優先する。）ものとする。ただし、本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項が最も優先されるものとする。また、設計図書等（発注者の承諾が得られたものに限る。）と**質問回答書**、本契約、基本契約、要求水準書等若しくは提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、設計図書等が優先するものとする。

【3～4 ページ】

（契約の保証）

第7条

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第66条第3項各号に規定する者による契約の解除による損害についても保証するものでなければならない。

設計及び建設工事請負契約書（案）

【1～2 ページ】

（総則）

第3条 発注者及び受注者は、基本契約及び本契約に基づき、要求水準書等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（要求水準書等及び提案書その他本契約の内容となっているものを含む。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約、要求水準書等、基本契約、提案書の順にその解釈が優先する（ただし、提案書において、他の書面よりも受注者の負うべき義務又は発注者の有する権利の水準が高い場合には、提案書が優先する。）ものとする。ただし、本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項が最も優先されるものとする。また、設計図書等（発注者の承諾が得られたものに限る。）と本契約、基本契約、要求水準書等若しくは提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、設計図書等が優先するものとする。

【3～4 ページ】

（契約の保証）

第7条

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第64条第2項第3号から第5号までに規定する者による契約の解除による損害についても保証するものでな

【10 ページ】

(条件変更等)

第 25 条

(1) 要求水準書等若しくは提案書又は設計図書等が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

【18 ページ】

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 50 条

5 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の
支払限度額及び第 2 項の出来高予定額を変更することができる。

【21 ページ】

(発注者の催告による解除権)

第 57 条

(1) 第 8 条第 4 項の規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をし
てこれを提出したとき。

なければならない。

【10 ページ】

(条件変更等)

第 25 条

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が
一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)

【18 ページ】

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 50 条

5 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の
支払限度額及び第 2 項項の出来高予定額を変更することができる。

【21 ページ】

(発注者の催告による解除権)

第 57 条

(1) 第 5 条第 1 項の規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をし
てこれを提出したとき。

【24 ページ】

(解除に伴う措置)

第 64 条

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第 56 条、第 57 条又は第 58 条の規定によるときは発注者が定め、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者

【24 ページ】

(公正入札違約金)

第 65 条

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第 8 条第 1 項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前 2 号の規定に該当しない場合であって、独占禁止法第 7 条の

【24 ページ】

(解除に伴う措置)

第 64 条

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第 56 条、又は第 57 条の規定によるときは発注者が定め、第 55 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者

【24 ページ】

(公正入札違約金)

第 65 条

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独禁法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令と」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第 8 条第 1 項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前 2 号の規定に該当しない場合であって、独占禁止法第 7 条の

2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、**同法 7 条の 4 第 1 項**の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の**場合**にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であった者及び構成員であった者に公正入札違約金を請求することができる。この場合において、代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。

2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、**同条第 10 項**の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の**倍**にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であった者及び構成員であった者に公正入札違約金の**請求**を請求することができる。この場合において、代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。

保全管理委託契約書（案）

【1～2 ページ】

（総則）

第3条 委託者及び受託者は、基本契約及び本契約に基づき、要求水準書等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（要求水準書等及び提案書その他本契約の内容となっているものを含む。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、**質問回答書**、基本契約、本契約、要求水準書等及び提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、**質問回答書**、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する（ただし、これらの文書と提案書の内容に矛盾又は相違がある場合は、提案書に記載された提案内容が要求水準書等に記載された業務要求水準を上回るとき（委託者及び受託者が提案書について確認した事項を含む。）は、提案書が優先して適用される）ものとする。ただし、本契約締結に至るまでの委託者及び受託者が本事業に関して別途合意した事項が最も優先されるものとする。

2 受託者は、表記の契約期間（以下「契約期間」という。）のうち、第9条に定める業務期間中、表記の履行場所で本事業において整備される施設の内、別紙1に示す機械設備及び電気設備について、要求水準書等及び提案書に示された本施設の保全管理に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、委託者は、受託者に対し、本業務の履行の対価（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

保全管理委託契約書（案）

【1～2 ページ】

（総則）

第3条 委託者及び受託者は、基本契約及び本契約に基づき、要求水準書等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（要求水準書等及び提案書その他本契約の内容となっているものを含む。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本契約、要求水準書等及び提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する（ただし、これらの文書と提案書の内容に矛盾又は相違がある場合は、提案書に記載された提案内容が要求水準書等に記載された業務要求水準を上回るとき（委託者及び受託者が提案書について確認した事項を含む。）は、提案書が優先して適用される）ものとする。ただし、本契約締結に至るまでの委託者及び受託者が本事業に関して別途合意した事項が最も優先されるものとする。

2 受託者は、表記の契約期間（以下「契約期間」という。）のうち、第8条に定める業務期間中、表記の履行場所で本事業において整備される施設の内、別紙1に示す機械設備及び電気設備について、要求水準書等及び提案書に示された本施設の保全管理に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、委託者は、受託者に対し、本業務の履行の対価（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

【5ページ】

(委託料の返還請求)

第23条 受託者が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、委託者は、受託者に対し、当該虚偽記載がなければ委託者が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、受託者は、当該減額されるべき委託料を委託者が受託者に支払った日から、委託者に返還する日までの日数につき、**政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額**の違約金を付するものとする。

【8～9ページ】

(委託者の解除権)

第36条 2

(1) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

【5ページ】

(委託料の返還請求)

第23条 受託者が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、委託者は、受託者に対し、当該虚偽記載がなければ委託者が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、受託者は、当該減額されるべき委託料を委託者が受託者に支払った日から、委託者に返還する日までの日数につき、**年5パーセントの割合で計算した額**の違約金を付するものとする。

【8～9ページ】

(委託者の解除権)

第36条 2

(1) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条**第1項**に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、**同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により**当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令に対し、**独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により**審判を請

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を委託者の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(5) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条に規定する利益供与をしたことにより、有罪判決が確定したとき。

(6) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条第1項又は第2条第1項に規定する者に利益供与を行ったとき(その者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(7) その他入札談合行為があったと認められるとき(構成員も含

求し、当該審判について独占禁止法第66条の規定による審決(同条第3項の規定による排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。

(4) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(6) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を委託者の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(7) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条に規定する利益供与をしたことにより、有罪判決が確定したとき。

(8) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条第1項又は第2条第1項に規定する者に利益供与を行ったとき(その者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) その他入札談合行為があったと認められるとき(構成員も含

む。)

【10 ページ】

(賠償金等の徴収)

第 44 条 受託者が本契約に基づく損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料及び受託者の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

【10～11 ページ】

(公正入札違約金)

第45条 受託者は本契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、委託者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を委託者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に

む。)

【10 ページ】

(賠償金等の徴収)

第 44 条 受託者が本契約に基づく損失補償金、損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料及び受託者の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(記載なし (追加))

より提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であつた者及び構成員であつた者に公正入札違約金を請求することができる。この場合において、代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して委託者に支払わなければならない。

【12 ページ】

（別紙1 本業務の対象設備）

【14 ページ】

（別表1）

レベル2 受託者の責めに帰する業務の遅延

レベル3 浄水処理に係る指導の齟齬

【11 ページ】

（別紙1 本業務の対象設備（第1条））

【13 ページ】

（別表1）

レベル2 業務の遅延

レベル3 浄水処理に係る指導・助言の齟齬